# 公益財団法人岡山県市町村振興協会
# 市町村ひとづくり助成金交付要綱

改正令和　８年４月１日
令和　６年４月１日
平成２８年４月１日
平成２７年４月１日
平成２４年４月１日
要　綱　第　８　号

**（目的）**

**第１条**　この要綱は、公益財団法人岡山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村振興事業助成に関する規程第３条第１項第３号に基づき、市町村が岡山県内では受講の機会の無い高度で専門的な研修を行う研修機関等に職員等を派遣した場合に、この法人が当該市町村に対して予算の範囲内で助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

**（助成対象団体、助成対象研修及び助成対象職員）**

**第２条**　助成対象団体は市町村とし、対象とする機関の研修等及び対象とする職員は次のとおりとする。

| 対象とする機関 | 対象とする研修等 | 対象とする職員 |
|---|---|---|
| (1)公益財団法人全国市町村研修財団が運営する市町村職員中央研修所（以下「市町村職員中央研修所」という。）並びに全国市町村国際文化研修所（以下「全国市町村国際文化研修所」という。） | 対面研修<br>職員を対象としたセミナー | 一般職<br>※会計年度任用職員を除く |
| | 特別職を対象としたセミナー | 市町村長<br>副市長村長<br>教育長<br>公営企業の管理者 |
| (2)自治大学校、一般財団法人全国建設研修センター（以下「全国建設研修センター」という。）及び地方共同法人日本下水道事業団（以下「日本下水道事業団」という。） | 対面研修 | 一般職<br>※会計年度任用職員を除く |

**（助成金額）**

**第３条**　助成金額は研修機関に応じて、次に掲げる額とする。なお、受講経費等とは、教材図書費及び研修生活動費等を含み、市町村から研修機関へ納入する金額をいう。ただし、参加職員に費用の一部負担を求めている場合は、実質的な市町村負担額をもって助成額を算出できるものとする。

（１）市町村職員中央研修所における研修受講（セミナーを含む。）の場合、受講経費に交通費の３分の２相当額として２３，０００円を加えた額を助成する。ただし、一人当たりの交通費が２３，０００円に満たない場合には、要した額を加算する。

（２）全国市町村国際文化研修所における研修受講（セミナーを含み、海外研修は除く。）

の場合、受講経費等に交通費の３分の２相当額として１１，０００円を加えた額を助成する。ただし、一人当たりの交通費が１１，０００円に満たない場合には、要した額を加算する。

（３）自治大学校における研修の場合、各コース受講料の３分の２を助成する。

（４）全国建設研修センターにおける研修の場合、受講経費の５分の２を助成する。

（５）日本下水道事業団における研修の場合、受講料の４分の１を助成する。ただし助成対象は３日間コース以上の研修とする。

２　助成金額は研修機関への派遣１件ごと、かつ参加職員ごとに算定し、１，０００円未満は切捨てるものとする。

**（交付条件及び交付時期）**

**第４条**　助成金は、原則として各研修機関が発行する修了証書に基づいて交付するものとし、修了証書がない場合にあっては、助成金を交付しない。ただし、参加職員の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。

２　交付時期は、年度当初の４月１日から１２月３１日までの実績について、翌年３月中に交付するものとし、年度中途の１月１日から３月３１日までの実績については、当該年の５月中に交付する。

**（交付申請）**

**第５条**　助成金の交付を受けようとする市町村は、助成金交付申請書（様式第１号）に経費内訳書及び各研修機関から発行される修了証書の写し（修了証書が発行されない研修科目を除く。）を添付し、理事長に提出しなければならない。

**（交付決定）**

**第６条**　理事長は、前条の申請があった時、申請内容を審査し助成金を決定するとともに、該当市町村に決定通知書（様式第２号）を送付する。

**（助成金の請求）**

**第７条**　決定通知を受けた市町村は、決定内容に従い請求書（様式第３号）を作成し、助成金を請求することができる。

**（補則）**

**第８条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長がこれを定める。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。